

研究レポート

太平洋島嶼法情報研究所データベース

永田 憲史*

1. はじめに

オセアニアの国家や非独立地域の多くは、英語やフランス語を公用語又は公用語の1つとしている。また、これらの国家や地域の法制度は、列強の進出・侵略を受けたという歴史を有しているため、イギリス、フランス、アメリカ合衆国などの法制度の影響を強く受けている。そのため、これらの国家や地域の法制度の研究は、少数言語を公用語とする国家や地域、独自の法制度を構築している国家や地域に比べて、本来、行ないやすいものであると言える。

しかし、従来、オーストラリアやニュージーランド以外の国家や地域の法制度に関する文献は極めて限られていた⁽¹⁾。また、法令の条文を入手することには、大きな困難が伴っていた。しかも、オセアニアは、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア（Papua New Guinea）を除けば、人口100万人未満の小規模な国家や非独立地域で占められており、研究の必要性が強く認識されることがほとんどなかったと言ってよい。そのため、我が国においては、オーストラリアやニュージーランド以外の法制度の研究は、ほとんど進められてこなかった。特に、刑事法の領域では、その傾向が顕著であった。

しかし、オセアニア諸国のように、人口が少なく、領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法制度を参考にすることは、①比較法的関心を満たし、②刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらし、③我が国的地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行なう際に役立つ知見が得られる可能性がある⁽²⁾。

こうした状況を大きく変化させこととなったのは、インターネットにおいて利用登録不要で無料で提供される、太平洋島嶼法情報研究所データベース（Pacific Islands Legal Information Institute Databases; PacLII Databases）であった⁽³⁾。以下では、このデータベースの概要について紹介し、今後の課題について指摘することとした。

*法学部 専任講師

2. 概要

(1) 運営主体

このデータベースは、フィジー諸島共和国（Republic of Fiji Islands）の首都スヴァ（Suva）に本拠を置く、南太平洋大学（The University of the South Pacific; USP）¹⁴⁾ の人文科学及び法学部（Faculty of Arts and Law）¹⁵⁾ の法学科（School of Law）¹⁶⁾ の関連施設である太平洋島嶼法情報研究所（Pacific Islands Legal Information Institute; PacLII）が、シドニー技術大学（University of Technology, Sidney）とニュー・サウス・ウェールズ大学（University of New South Wales）が参画するオーストラレーシア法情報研究所（Australasian Legal Information Institute; AustLII）¹⁷⁾ の技術支援を受け、運営している。また、このデータベースは、公衆の法アクセスに関するモントリオール宣言（Montreal Declaration on Public Access to Law）の趣旨に賛同して運営されている¹⁸⁾。

南太平洋大学は、1969年にフィジー諸島共和国をはじめ、ヴァヌアツ共和国（Republic of Vanuatu）、キリバス共和国（Republic of Kiribati）、サモア独立国（Independent State of Samoa）、ソロモン諸島（Solomon Islands）、ツヴァル（Tuvalu）、トンガ王国（Kingdom of Tonga）、ナウル共和国（Republic of Nauru）、マーシャル諸島共和国（Republic of Marshall Islands）、ニュージーランドの自治領のクック諸島（Cook Islands）、ニュージーランドの自治領のニウエ（Niue）、ニュージーランド領トケラウ（Tokelau）の計12の国家及び地域が資金を拠出して共同で設立したものである。南太平洋大学は、スヴァのキャンパスのほか、資金を拠出した国家及び地域に計15のキャンパスが点在しているため、遠隔教育を積極的に実施している¹⁹⁾。その結果、約9000人の在学生のうち約半数が遠隔教育により授業を受講している。1998年には、オーストラリア及びニュージーランドとともにに行なわれた我が国の無償資金協力によって、衛星通信による遠隔教育ネットワーク（USP-Net）の構築に着手し、機材・施設などの整備を行なった²⁰⁾。このデータベースは、南太平洋大学人文科学及び法学部法学科の学生が勉学に利用することを1つの目的として提供されている。

太平洋島嶼法情報研究所は、南太平洋大学の人文科学及び法学部法学科のほか、ニュージーランド国際援助及び開発機関（New Zealand's International Aid and Development Agency; NZAID）、オーストラリア国際開発機関（Australian Agency for International Development; AusAID）、パプアニューギニア法及び司法部門プログラム（Papua New Guinea Law and Justice Sector Program）、オーストラリアのクイーンズランド法学会（Queensland Law Society）、我が国の笹川平和財團からの援助を受けている。

(2) 対象国家及び地域

データベースの対象とされている国家は、ヴァヌアツ共和国、キリバス共和国、サモア独

立国、ソロモン諸島、ツヴァル、トンガ王国、ナウル共和国、パプアニューギニア（Papua New Guinea）、パラオ共和国（Republic of Palau）、フィジー諸島共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦（Federated States of Micronesia）である。また、データベースの対象とされている地域は、アメリカ合衆国の非併合領であるグアム（Guam）、アメリカ合衆国の自治領の北マリアナ諸島（Commonwealth of the Northern Mariana Islands）、アメリカ合衆国領サモア（American Samoa）、イギリス領ピトケアン（Pitcairn）、ニュージーランドの自治領クック諸島、ニュージーランドの自治領ニウエ、ニュージーランド領トケラウ、フランス領ノーヴェル・カレドニー（ニュー・カレドニア）（Nouvelle-Calédonie; New Caledonia）である。そのほかに、この地域の国際条約も、太平洋島嶼条約シリーズ（Pacific Islands Treaty Series; PITS）として、データベースの対象とされている。

(3) 法情報

データベースが収録している法情報は多岐に亘っている。いずれの法情報も、HTML形式で提供されていることが多いが、一部は、PDFファイルで提供されている。なお、提供されている法情報の種類は、国家や地域によって異なっており、提供されていない法情報もある。

第一に、法令がある。憲法（Constitution）、法律（act）、命令（order）、規則（regulation, rule）、令（ordinance）などの法令の全文が提供されている。データベースの対象とされる国家や地域においては、独立や自治権の獲得の後に、個別の法律を統合法典の1つの章とする統合法典（Consolidated Legislation）を編纂していることが多い。例えば、フィジー諸島共和国の刑法（Penal Code）は、1985年修正編纂版フィジー法典17章とされている^[11]。それゆえ、データベースでは、個々の法律の名称から全文を検索することができる一方、個々の法律が統合法典の何章に位置付けられているかについての一覧表も用意されている。また、データベースの対象とされる国家や地域においては、旧宗主国（イギリス）の法令が現在も有効とされていることが多い。そのため、当該国家や地域において現在も適用されている旧宗主国（イギリス）の法令も提供されている。

もっとも、これら全ての法令が提供されているわけではなく、国家又は地域により、提供されている法令数や範囲にはかなりの差がある。例えば、フィジー諸島共和国のように、非常に多くの法令が提供されている国家がある一方、パラオ共和国のように、法令がほとんど提供されていない国家もある。また、ミクロネシア連邦の連邦及び州の法令は、このデータベースでは提供されておらず、ミクロネシア連邦政府の運営するデータベースにより提供されている^[12]。

第二に、判例がある。審級ごとに重要と考えられる判例が提供されている。また、最新の重要判例が随時提供されているのも大きな特徴である。これと関連して、判例集（Law Report）も収録されている。例えば、トンガ王国であれば、「トンガ判例集（Tonga Law

Report; Tonga LR)」が収録されている。

第三に、南太平洋大学の人文科学及び法学部法学科が刊行している「南太平洋法雑誌 (*Journal of South Pacific Law; JSPL*)」の掲載論文の全文も収録されている。また、「メラネシア法雑誌 (*Melanesian Law Journal; MLJ*)」の掲載論文の全文も収録されている。

第四に、裁判制度、法源、政府、議会などの概略的な情報も提供されている。これらの情報は、オセアニア島嶼国家又は地域の法制度を包括的に紹介した文献に基本的に依拠しているようである⁽¹³⁾。

第五に、各種の委員会や法律家の団体などにリンクが張られている。例えば、フィジー諸島共和国であれば、フィジー人権委員会 (Fiji Human Rights Commission)⁽¹⁴⁾、フィジー法改革委員会 (Fiji Law Reform Commission)⁽¹⁵⁾、フィジー法学会 (Fiji Law Society)⁽¹⁶⁾などにリンクが張られている。

3. 今後の課題

このデータベースは、オセアニア島嶼国家又は地域を網羅した初めての本格的な法情報データベースであり、その努力は大いに賞賛されるべきである。また、最新の情報が収録され続けている点も、評価されるべきである。

もっとも、いくつかの問題点があり、今後の課題がないわけではない。

第一に、データベースが、安定性を維持しつつ、継続されなければならない。そのため、財政的及び技術的な支援が継続される必要がある。実際、2006年10月現在、ミラーサイトのみを閲覧できる状態が続いている。また、これと関連して、原サイトに収録されていた一部の法情報がミラーサイトからのリンク切れによって閲覧不可能となっており、収録済みの法情報の一部を閲覧することができなくなっている。原サイトの早期の復旧が望まれる。

第二に、利用者がデータベースの利用を無料で行なうことができる状態が継続されなければならない。このことは、このデータベースがその趣旨に賛同する、公衆の法アクセスに関するモントリオール宣言の観点からも要請される。

第三に、データベースの法情報の拡充が図られなければならない。特に、全法令の収録が急がれるべきである。先に述べたように、国家や地域によっては、刑法など主要な法律でさえ収録されていないことがあり、そのような法律の収録が優先されるべきであろう。また、改正の詳細を知るために、廃止された法令や改正前の法令も収録される必要がある。さらに、立法経緯を把握するために、議会の議事録なども収録されるべきであろう。加えて、法令の運用の状態についての情報も収録されるべきである。例えば、刑事司法制度の運用を知る上で有益であると考えられる刑事統計などの情報が収録されることが期待される。

第四に、データベースの法情報の拡充とともに、データベースの法情報のデータの正確性が維持されなければならない。ごく一部ではあるが、" , " と " ." が誤って入力されたので

はないかと思われる箇所や、文頭の文字が大文字になっていない箇所などが散見できる。このような状態は、法情報のデータの利用者に正確性を疑わせることとなりかねない。それゆえ、提供される情報の正確性を向上させることが必要である。

これらの課題を克服し、太平洋島嶼法情報データベースが利用者にとってより利用しやすいデータベースとなることを期待したい。

《注》

- (1) 包括的に紹介するものとして、Ntumy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993); Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law* (Cavendish Publishing Limited, 1999) がある。また、刑事法に焦点を当てたものとして、Findlay, M., *Criminal Laws of the South Pacific -Text and Materials on Criminal Law and Procedure in the South Pacific Second Edition* (Institute of Justice and Applied Legal Studies University of the South Pacific, 2000) がある。
- (2) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集56巻4号75頁以下、77-79頁。
- (3) <http://paclii.org.vu/> ミラーサイトは、<http://www.paclii.org/> 但し、2006年10月現在、ミラーサイトのみが稼動している。
- (4) HPは、<http://www.usp.ac.fj/> である。
- (5) HPは、<http://artslaw.usp.ac.fj/> である。
- (6) HPは、<http://law.usp.ac.fj/> である。
- (7) HPは、<http://www.austlii.edu.au/> である。
- (8) 本宣言は、2003年11月29日にオーストラリアのシドニーで修正され、さらに、2004年11月5日にパリで修正されている。
- (9) 南太平洋大学の教育については、篠森健「南太平洋大学（The University of the South Pacific）の現状」オセアニア教育研究9号（2002）43頁以下参照。
- (10) USP-Netの整備については、川嶋辰彦「南太平洋大学衛星通信網USPNETの本格的救済と整備拡充の方向—わが国の政府開発援助（ODA）政策に対する提案学習院大学経済論集24巻4号（1988）31頁以下、高橋富雄「途上国の電気通信の現状と国際協力活動（その3）新しい形態の国際協力に向けての一考察—南太平洋大学遠隔教育システムに対する支援の在り方」ITUジャーナル27巻3号（1997）42頁以下、小菅敏夫「南太平洋大学遠隔教育システム（USP Net）の改善計画—21世紀へ向けての新たな期待」太平洋学会誌21巻3=4号（1998）138頁以下、木塚透「南太平洋大学遠隔教育通信網（USP Net）の構築」ITUジャーナル31巻2号（2001）48頁以下、プラマニク・カデル博「情報通信教育の国際協力：南太平洋大学での取組」ITUジャーナル36巻6号（2006）36頁以下参照。
- (11) Ordinance No. 18 of 1944; Act No. 11 of 1971; Cap 17 Laws of Fiji [1985 Revised Edition].
- (12) HPは、<http://fsmlaw.org/fsm/index.htm> である。
- (13) Ntumy, *supra* note 1; Care, *supra* note 1.

- (14) HPは、<http://www.humanrights.org.fj/> である。
- (15) HPは、<http://www.lawreform.gov.fj/> である。
- (16) HPは、<http://www.fl.s.org.fj/> である。